

令和7年9月農業委員会総会議事録

令和7年9月22日午後3時00分、令和7年9月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 22名

3番 佐藤 修司	委員	4番 前田 優考	委員	5番 福士 章逸	委員
6番 金田 公隆	委員	7番 工藤 堅	委員	8番 對馬 雅之	委員
9番 藤田 善明	委員	10番 小林 政貴	委員	11番 木村 芳文	委員
12番 町田 高司	委員	13番 戸澤 幸彦	委員	14番 石岡 人志	委員
16番 岩谷 裕子	委員	17番 成田 穀	委員	18番 小田切 葵	委員
19番 沢森 弘義	委員	20番 高橋 貴志	委員	21番 小田桐武志	委員
22番 種澤 達也	委員	23番 嶋口 千速	委員	25番 小嶋 勇成	委員
26番 川村 陽彦	委員				

欠席委員 3名

1番 平井 秀樹	委員	15番 田村眞裕美	委員	24番 石岡千鶴子	委員
----------	----	-----------	----	-----------	----

出席事務局 8名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 98 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 99 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 100 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第 101 号	地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について
議案第 102 号	弘前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について
報告第 32 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 33 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 34 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

事務局次長

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。お待たせいたしました。ただいまから令和7年9月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

本日は、佐々木潤推進委員に来ていただいております。皆さまよろしくお願ひします。それでは、総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よろしくお願ひいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席の通告があります。議席番号1番平井秀樹委員、15番田村眞裕美委員の2名であります。なお、24番石岡千鶴子委員から遅れるとの連絡を受けております。ただいまの出席者数は22名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。25番小嶋勇成委員、26番川村陽彦委員、3番佐藤修司委員、以上3委員を指名いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第98号を議題といたします。議案第98号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第98号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件8,115m²、畑8件38,821m²、合計12件46,936m²であります。また、使用収益権関係では、田3件26,480m²、畑12件58,267m²、合計15件84,747m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る9月8日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐武志副委員長、町田高司委員、戸澤幸彦委員、それに私、兜森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。10ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号103番について申し上げます。借受人は現在、農業法人でそ菜の荷受けを担当しており、生産者と直接お話をするなかで、自身で栽培したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。農業経験は多くありませんが、農家の知人に指導を受けながら、自家消費用のにんにくを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

	(なし)
戸澤幸彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(戸澤幸彦委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に3ページ、所有権関係、受付番号104番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	所有権関係、受付番号104番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第98号のうち、所有権関係、受付番号104番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
	(戸澤幸彦委員着席)
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(石岡人志委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に12ページ、使用収益権関係、受付番号107番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号107番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第98号のうち、使用収益権関係、受付番号107番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議長	それでは、所有権関係、受付番号104番および使用収益権関係、受付番号107番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	所有権関係、受付番号104番および使用収益権関係、受付番号107番を除く申請については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第98号のうち、所有権関係、受付番号104番および使用収益権関係、受付番号107番を除く申請については、許可することに決定いたします。

議長	次に、議案第 99 号を議題といたします。議案第 99 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	15 ページをお開き願います。議案第 99 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が畠 1 件 991.15 m ² であります。また、使用収益権関係では、畠 3 件 2,539 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 6 番は、農地区分が市街化の傾向が著しい区域内にある農地のうち、鉄道の駅の南東 698m に位置する第 2 種農地で、転用目的が譲受人が経営する中古車販売店の車両置場であり、代替地検討をした結果、申請地の他に、転用目的を達成することが可能な土地がないことから、転用許可基準を満たすものであります。使用収益権関係、受付番号 5 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる、農業用施設であることから、転用許可基準を満たすものであります。使用収益権関係、受付番号 6 番および 7 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、弘前市上下水道事業「令和 7 年度老朽管更新事業悪戸外地区送水管布設替工事」に係る工事用通路兼資材置場として一時的な利用に供することから、不許可の例外に該当し、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 99 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 99 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 99 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 100 号を議題といたします。議案第 100 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 100 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地

事務局次長 中間管理機構に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 16,119 m²、畑 11 件 57,919 m²、合計 15 件 74,038 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長 21 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 53 番から 25 ページ受付番号 67 番については、農地売買等事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。新規の農地取得について報告をいたします。23 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 63 番及び 64 番について申し上げます。譲受人の取得後の経営面積に対し、労働力が不足していると思われたことから事前調査会で事情聴取したところ、加工用のりんごとトマトを作付けし、トマトの収穫においては、大型機械を活用することから、通常よりも少ない労働力で耕作できると申しておりました。事前調査会で検討した結果、申出のとおり申請書記載の労働力で耕作できると考えられ、特に問題はないと判断しました。24 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 65 番について申し上げます。譲受人は、今年の 4 月から 3 年間弘前市地域おこし協力隊ワイン産地化隊員として着任しており、醸造用ぶどう栽培農家の下でぶどうの栽培の研修を受けております。地域おこし協力隊終了後は自身で栽培したいと考えており、ぶどうの苗木の植え付けから収穫まで約 3 年かかるため、本申請に至ったと申し述べておきました。今後も協力隊の活動としてぶどう農家より研修を受けながら、ぶどうを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。25 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 67 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、議案第 100 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長 議案第 100 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないと認め、議案第 100 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 101 号を議題といたします。議案第 101 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 27 ページをお開き願います。議案第 101 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく地域計画の変更について、同条第 6 項の規定に基づき市長より意見を求められたため、また、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の目標地図の素案の作成について、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき本会で決定したいため、審議を求めるものであります。28 ページをお開き願います。今会議に提出されました件数と面積は、地域計画からの除外が 5 件 1,849.24 m²であります。なお、本件の内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	事前調査会では、市で策定した地域計画からの除外について検討をいたしました。29ページをお開き願います。今回除外する予定の5件、1,849.24 m ² の農地は、耕作以外の利用を目的として転用が見込まれ、また、これによる他の農業を担うものとして位置付ける農地に変更はないことから、地域計画の変更及び変更に係る目標地図の素案は妥当であると判断いたしました。以上であります。
議長	それでは、議案第101号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第101号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第101号は地域計画の変更について異議がないもの、また、及び目標地図素案について、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第102号を議題といたします。議案第102号は、「弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」であります。提案理由の説明を事務局に求めます。
事務局次長	議案第102号は、「弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」であります。提案理由は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、本会の決定を求めるものであります。弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、同指針の基本的な考え方において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとの検討、見直しを行うこととしており、事務局で作成した指針の素案を運営委員会で協議し、その後、農業委員、推進委員及び弘前市長の意見を踏まえ、運営委員会で決定した指針案が提案されているものであります。内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。
議長	会長職務代理者から指針案について説明いたします。
会長職務代理者	本日総会に提案されている指針案について、本日9月22日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、前田会長、小嶋委員、岩谷委員、それと私が出席し、農業委員、推進委員及び弘前市長からの意見をもとに、内容を検討し、指針案を決定いたしました。今回の見直しでは、国や県、市が示す構想がある中で、この3年間の当市の実績なども踏まえ、各項目とも、まず10年後の目標値を設定し直し、経過年の目標値を設定しております。次に、具体的な活動ごとの主な見直しについて説明してまいります。説明の方は、参考資料の見え消し版で説明いたします。参考資料の2ページをお開きください。第2の1、遊休農地の発生防止・解消についての(1)、表の遊休農地の割合は、令和4年時点で3.3%であったものが、記載のとおり、現状で3.5%と、増加しておりますが、10年後には遊休農地の発生防止・解消をすすめ、管内の農地面積を13,636ha、遊休農地面積を335.7haとし、遊休農地の割合を2.5%にすることを目標としております。続く(2)の、①の営農意向調査の実施については、令和5年度から地域計画のうち、目標地図の素案作成に係る経営意向調査の実施に変更していることから、この項目からは削除し、このあとご説明する「地域計画」の作成・見直しについての項目に経営意向調査の実施を追記しております。次に4ページをお開きください。2、担い手への農地利用の集積・集約化についての(1)、表の集積率は、令和4年時点で61.5%でありましたが、記載のとおり、現状65.1%となっており、10年後には市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想のとおり80%とする、とし

会長職務代理者 ております。また、農地中間管理事業の目標値につきましては、令和4年時点で集積率は5.4%でありましたが、記載のとおり、現状4.9%となっており、10年後には、11.6%とする、としております。(2)の、具体的な推進方法としては、①「地域計画」の作成・見直しについては、先ほど説明した目標地図の素案に作成に係る経営意向調査の実施を追記したほか、5ページの②扱い手の掘り起こしでは、地域内だけではなく地域外の扱い手の掘り起こしにも取り組むことに変更しております。また、③農地中間管理機構等の連携については、趣旨に変更はありませんが、市からの意見を踏まえ、文言を変更しております。次に6ページをお開きください。3、新規参入の促進についての(1)、表の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の現状は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割の38.9haとなっております。今後10年間は、現状の1割以上とし、44.7haとなっております。続く(2)の、具体的な推進方法としては、新規参入者の支援を就農時だけではなく、就農後も定着できるようにフォローアップしていくことに変更しております。このほか、3年前の指針決定以降の状況の変化や、よりわかりやすい表現とするための対応として、文章の整理や一部文言の見直しも行っております。以上、報告いたします。

議長 それでは議案第102号についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長 議案第102号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第102号は原案のとおり決定いたします。

次に、報告第32号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 39ページをお開き願います。報告第32号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田4件28,134m²、畑12件88,703.91m²、合計16件116,837.91m²であります。なお、届出理由につきましては、41ページから43ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長 報告第32号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 次に、報告第33号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 45ページをお開き願います。報告第33号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条第1項第6号による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑3件1,316m²であります。なお、届出理由につきましては、47ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長 報告第33号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長	次に、報告第34号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	49ページをお開き願います。報告第34号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田4件14,557m ² 、畑5件28,210m ² 、合計9件42,767m ² であります。なお、解約理由につきましては、51ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第34号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	ここで、事務局次長より連絡があります。
事務局次長	はい、議長。資料1「農業委員会の法令遵守の徹底について」をお開きお願ひいたします。農地利用最適化推進委員の逮捕・起訴などの事案が発生したことから、全国農業会議所より通知がございました。裏面をご覧お願ひいたします。全国農業会議所からの通知の写しになります。上から5行目、農業委員会は法令遵守による公正・公平な職務遂行に努めなければならない、とございます。あらためて法令遵守の徹底について、お願い申し上げます。なお、記1の注意点にありますように、今の注意喚起については、総会の議事録に掲載させていただきます。以上であります。
議長	のことについて、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15時40分]